**熊本県ＬＰガス料金高騰対策事業者補助金（従量支援分）交付要項**

（趣旨）

第１条　熊本県ＬＰガス料金高騰対策事業者補助金（従量支援分）（以下「補助金」という。）事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、コロナ禍においてＬＰガス価格の高騰の影響が加わり、工業用としてＬＰガスを使用する事業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、事業者に補助金を交付することにより、安定した事業の維持継続を図ることを目的とする。

（交付対象者）

第３条　この補助金の交付対象者は、熊本県内で工業用としてＬＰガスを使用し、貯蔵施設を有する者のうち、次のすべての要件に該当する者とする。

（１）熊本県もしくは熊本市から高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号。以下「保安法」という）第１６条第１項の許可を受け、又は熊本県もしくは熊本市へ保安法第１７条の２第１項の貯蔵に係る届出を行った貯蔵所でＬＰガスを貯蔵し、技術上の基準に従い自ら消費する者

※　「工業用としてＬＰガスを使用」とは、保安法の適用を受ける液化石油ガス（

ＬＰガス）の使用をいう。

※　「液化石油ガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）第２条第１項に規定されるものをいう。

　（２）補助金申請時点で事業を実施しており、引き続き事業を継続する意思がある者

（対象経費等）

第４条　この補助金は、令和６年８月１日から令和６年１０月３１日及び令和７年１月１日から令和７年３月３１日までの間に交付対象者が購入したＬＰガスの物価高騰に係る費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を対象とし、令和６年８月１日から令和６年１０月３１日までのＬＰガスの購入量に応じて、１㎥あたり１.５円を、令和７年１月１日から令和７年３月３１日までのＬＰガスの購入量に応じて、１㎥あたり０.８円を交付する。

（交付の申請、請求）

第５条　交付対象者がこの補助金の交付を希望する場合は、様式１に定める申請書により、知事が別に定める期日までに交付申請を行うものとする。

２　規則第３条に規定する申請書は様式１によるものとし、かつ規則第１６条に規定する補助金の請求は、前項に定める申請書の提出をもって行われたものとする。

３　第３条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象としない。

（１）暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（２）国、県、市町村、一部事務組合及び広域連合

（３）熊本県ＬＰガス料金高騰対策事業者支援金に申請を行った事業所

（交付の決定）

第６条　知事は、交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、その金額を支払うとともに、規則第６条の規定に基づき様式２によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第７条　規則第５条第１項第３号に定めるその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

（１）　補助金に係る証拠書類等の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（２）　補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった場合又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと知事が認める場合には、交付された補助金を返還しなければならない。

（申請の取下げ）

第８条　規則第８条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して１０日を経過する日までとする。

（実績報告、補助金の額の確定）

第９条　この補助金は、第５条第１項に定める申請書の提出をもって実績報告書の提出に代え、第６条に定める交付の決定をもって額を確定したものとみなす。

（交付決定の取消し）

第１０条　知事は、交付対象者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

３　知事は、第１項の規定による取消しをしたときは、規則第１７条第４項の規定に基づき様式３により申請者に通知し、既に補助金の交付を行っている場合は全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

（検査及び報告）

第１１条　知事は、この補助金の適正な支出のため、必要に応じて交付対象者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。交付対象者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（不当利得の返還）

第１２条　知事は、補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付を行った補助金の返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第１３条　補助金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第１４条　その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附　則

この要項は、令和５年（２０２３年）１０月３０日から施行する。

附　則

この要項は、令和６年（２０２４年）５月１６日から施行する。

附　則

この要項は、令和７年（２０２５年）５月１４日から施行する。